平成２６年（フ）第２５７号
仙台市青葉区小松島２丁目24番22号　リトルホワイトＡ202、従前の住所仙台市宮城野区幸町３丁目６番５―406号
債務者　高瀬瑛李香（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番446号
債務者　大村　　歩
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台３丁目２番地の34
債務者　岩崎　　勲
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
仙台市泉区将監９丁目１番10―106号
債務者　佐藤　正敏
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
富山県射水市小島745番地　ガーデンヴィレッジＡ―101
債務者　磯部　昭雄
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第６２号
富山県高岡市福岡町福岡新233番地２　ジョイ福岡202、前住所富山県高岡市福岡町下老子46番地８
債務者　澤井　春夫
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第９７号
山梨県南アルプス市六科1433番地25
債務者　秋山　玉美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
山梨県甲府市荒川２丁目12番３―73号
債務者　五味　経子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
山梨県甲府市高畑１丁目12番５号
債務者　板山　賢治
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
山梨県甲斐市西八幡699番地１
債務者　井冨　　臣
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目１番地県営姫路江鮒鉄筋住宅13号棟0206号
債務者　藤井　　学
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９０号
兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の３グランプレステージ加古川Ⅲ―412号
債務者　小崎　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１１号
広島市安佐南区中須１丁目56―26　エスペランサミト503号、住民票上の住所広島市安佐北区落合南１丁目51番23号
債務者　𣘺地　美沙
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
山口県下関市豊北町大字粟野5021番地
債務者　お食事処おいでこと　小西　勝重
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
山口県下関市南大坪町３番２号
債務者　天野　洋司
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
山口県下関市宝町39番７号
債務者　山下　啓一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係